



大詰めを迎えたブレグジット

(一財)自治体国際化協会ロンドン事務所 所長補佐 新野 梓 (福島県派遣)

移行期間中の動向

2020年1月31日付けで、英国はEUを離脱しましたが、移行期間が終了する2020年12月末までは、EUと今まで通りの関係が維持されることとなります。この移行期間については英国とEUの双方が合意すれば2年間の延長が可能でしたが、英国政府はそれを望まず、コロナ禍でも交渉を続けてきました。

しかし、期限が迫る12月9日にブリュッセルで行われた英・EU首脳会談においても、「漁業権」や「公正な競争条件」などの分野で、依然として両者の考えに大きな隔りがある状況であり、貿易協定に関する交渉がいつまで継続されるのか不透明な状況です。

アイルランド島での税関手続き

英国の一部である北アイルランドは、移行期間終了後の2021年1月1日以降も、実質的にはEU市場に残留することになり、北アイルランドとグレートブリテン島間の貿易に関しては、検疫などが必要になります。これは今後、英国とEUが新たな貿易協定を結んだ場合にも適用され、グレートブリテン島から北アイルランドを含むアイルランド島への税関手続きは、最終目的地で実施されることが予定されています(図1参照)。

この複雑な貿易ルールについて、英国会計検査院は2020年11月、準備不足により移行期間終了後に混乱が生じる懸念があると発表。実際に、当該地域の事業者から、同地域に限定した移行期間延長を求める声が上がっています。

How customs might work

What might happen when a firm in Northern Ireland orders goods from the rest of the UK deemed "at risk" of then entering the EU?



図1 BBCより：移行期間終了後の「モノ」の移動

EU以外との協定締結

英国と日本は2020年10月23日に日英包括的経済連携協定(EPA)に署名しました。EU離脱後、初の大規模な経済連携協定となり、英国国内では、歴史的な出来事だと歓迎する声がある一方、英国企業にとっては最大の経済連携相手である対EU交渉が最優先ではないかという不満も報道されています。

日本としては、本協定の発効により、日EU・EPAの下で得られている英国との貿易などに係る利益を継続できる見通しです。

※本内容は12月10日現在のものです。